

(答弁書第九十六号) 昭和二十二年十月二十七日配付

内閣参甲第一〇六号

昭和二十二年十月二十四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出政府の書類保管等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出政府の書類保管等に関する質問に対する答弁書

一、御趣旨の通り官廳の重要書類を各種の災害から擁護することは肝要なことであるから將來官衙は予算の許す限り速かに本建築にすると共に書類の安全なる格納に必要な施設をも完備したい。

二、(一) 枕木は戰時中から引續き需給逼迫のため不足の状態を續けていたが最近に到つて公價の改正及び当局の努力によつて納入が好調を示して來たため納入駅に若干の在貨があるが、貨車の手配を俟つて直ちに輸送されるものである。然し北海道地区においては、輸送力不足のため相当滯貨されだが、これも海上輸送その他特別の手配によつてその大部分の輸送を完了している。

(二) 國鉄の枕木はクリ、ヒノキ等の如き硬質材はその儘使用し、その他のものはクレオソート等の防腐剤を注入して使用するものであり、これらは相当期間風雨にさらしても何等の損傷もないものである。従つて枕木のために上屋を作るとは、かえつて通風を防ぎ乾燥を遅らせる結果となるから得策でない。

各駅頭にある腐蝕せる枕木は、一度使用済のもので、再び枕木としては使用不能のものであり、他の目的に使用するため積み重ねておくものである。

(三) 保線区においては、線路の保修及び不時の災害事故に対して常に或る程度の枕木を保有しておく必要があるが、枕木の需給逼迫の現状では最少限度の数量を保持するに過ぎず、保有期間としても同一枕木については二ヶ月以上に渡ることはない。